

# 第1回 羽村市使用料等審議会 次第

日 時 令和5年5月12日(金)  
午後3時30分～  
場 所 市役所西庁舎棟3階 庁議室

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の紹介(資料1)
- 4 会長及び職務代理の選任
- 5 諮問(資料2)
- 6 審議会の所掌事項(資料3)
- 7 審議・報告事項
  - (1) 審議会の傍聴について(資料4)
  - (2) 諮問事項の内容説明(資料5-1、5-2、5-3)
  - (3) 審議日程(案)について(資料6)
  - (4) 市の財政状況等について(資料7-1、7-2)
  - (5) 使用料等適正化のための基本方針について(資料8)
- 8 その他
  - (1) 次回以降の審議会日程について
  - (2) その他

羽村市使用料等審議会（令和5年度第1回） 配付資料

令和5年5月12日

- 資料1 羽村市使用料等審議会委員名簿
- 資料2 使用料等の適正化について（諮問）の写し
- 資料3 羽村市使用料等審議会条例
- 資料4 羽村市使用料等審議会傍聴の定め（案）
- 資料5 - 1 羽村市使用料等審議会の諮問事項について
- 資料5 - 2 令和5年度使用料・手数料一覧表
- 資料5 - 3 羽村市使用料等審議会の状況（過去の審議経過）
- 資料6 令和5年度羽村市使用料等審議会審議日程（案）
- 資料7 - 1 羽村市の財政状況
- 資料7 - 2 羽村市における行財政改革の取り組み
- 資料8 使用料等適正化のための基本方針（案）

## 羽村市使用料等審議会委員名簿

任期：令和5年5月12日～答申の日

区 分	構成 人数	氏 名	所 属 団 体 等
市の公共施設の管理を受託 している団体の代表者	1人	たむら よしあき 田村 義明	特定非営利活動法人羽村市 体育協会（会長）
市の公共施設の利用に係わ る団体等の代表者	3人	いちの あきら 市野 明	羽村市文化協会（会長）
		しだ やすお 志田 保夫	社会福祉法人羽村市社会福 祉協議会（会長）
		たけうち じゅんぞう 竹内 潤三	羽村市高齢者クラブ連合会 （事務局長）
公共的団体の代表者	1人	まつだ たつお 松田 達夫	羽村市町内会連合会（副会 長）
知識経験者	3人	かねこ あきら 金子 憲	東京都立大学 都市環境学部 （准教授）
		こじま まさお 小島 昌夫	羽村市商工会（理事）
		しろとり ひでのり 白鳥 英徳	東京税理士会青梅支部（税理 士）
その他市長が必要と認める 者	2人	いとう だい 伊藤 大	公募委員
		おおた ともこ 太田 知子	公募委員
計	10人		

敬称略。区分の中は五十音順

## 羽村市使用料等審議会事務局

所 属	職	氏 名	備 考
企画部	部長	ぬでしま たかふみ 棚島 孝文	
企画部財政課	課長	ひらはら さだゆき 平原 貞幸	
企画部財政課	主査	おじま しゅんすけ 尾嶋 峻介	
企画部財政課	主任	あかはね なおみ 赤羽 直見	

羽企財発第1843号  
令和5年5月12日

羽村市使用料等審議会 会長 殿

羽村市長 橋 本 弘



使用料等の適正化について（諮問）

羽村市使用料等審議会条例（平成7年条例第12号）第2条の規定に基づき、  
下記の事項について諮問します。

記

- 1 使用料等適正化のための基本方針について
- 2 各施設使用料等の適正化について
- 3 水道料金の適正化について
- 4 下水道使用料の適正化について

## 羽村市使用料等審議会条例

平成 7 年 3 月 20 日 条例第 12 号

(設置)

第 1 条 羽村市が定める使用料、手数料及び受益者負担金について、使用者等の負担の適正化を図るため、羽村市使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、前条に定める事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市の公共施設の管理を受託している団体の代表者

(2) 市の公共施設の利用に係わる団体等の代表者

(3) 公共的団体の代表者

(4) 知識経験者

(5) その他市長が必要と認める者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、市長の諮問事項に対し、答申をもって終わるものとする。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、財政を所管する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 羽村市使用料等審議会傍聴の定め（案）

令和 5 年 月 日  
羽村市使用料等審議会決定

（趣旨）

第 1 条 羽村市使用料等審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定数）

第 2 条 傍聴人の定数は定めない。

（傍聴の手續）

第 3 条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、審議会傍聴申込書に自己の住所・氏名・連絡先を記述し、指定された席に着席しなければならない。

（傍聴席への入場禁止）

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）危険物その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）示威行為等を行うおそれのある者
- （4）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第 5 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）談論、高笑等会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- （3）会議の妨害となるような行為をしないこと。
- （4）帽子、腕章、鉢巻き等の類を着用しないこと。
- （5）会議中にみだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと。
- （6）傍聴により知り得た情報により、審議会若しくは特定の委員を中傷するような行為及び類する行為を行わないこと。
- （7）飲食又は喫煙をしないこと。
- （8）携帯機器等の無線機器を使用しないこと。

（傍聴人の退場）

第 6 条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

（会議の非公開）

第 7 条 会長は、委員に諮り、その過半数が必要と認めるときは、その日の審議会の全部又は一部を非公開とすることができる。

（撮影及び録音の禁止）

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会に諮り、その過半数が特に必要と認めた場合においては、条件を付して許可することができる。

（委任）

第 9 条 この定めによるもののほか審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この定めは、令和 5 年 5 月 1 2 日から施行する。

## 羽村市使用料等審議会の諮問事項について

令和 5 年 5 月 12 日

市では、公共施設等を使用する際や、証明書交付・許可・登録等の特定個人に関する業務を実施する際には、その費用の一部又は全部を使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）として負担をいただいています。

使用料等は、概ね 4 年毎に羽村市使用料等審議会へ諮問し、行政コストの妥当性や特定サービスにおける行政と受益者の負担割合などについて、総合的に審議いただき、その答申を踏まえて使用料等の適正化を図っています。

前回の答申は令和元年度に行われ 4 年が経過した現在、新型コロナウイルス感染症の流行やロシアによるウクライナ侵攻などの社会情勢の変化により急激に物価が高騰し、市の歳出予算においても電気料をはじめとした光熱費や委託料などが増加したことから、改めて受益者負担のあり方・適正化について審議いただきたく、次の事項を諮問するものです。

## 1 使用料等適正化のための基本方針について

使用料等の適正化に係る審議にあたり、特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が公平であるかどうかを判断するため、「使用料等適正化のための基本方針（案）」について審議をお願いするものです。

## 2 各施設使用料等の適正化について

資料 5 - 2 「令和 5 年度 使用料・手数料一覧表」に記載した使用料等について、負担の公平性の確保と市民サービスの総合的な向上を図るため、「使用料等適正化のための基本方針」に基づき、審議をお願いするものです。

## 3 水道料金の適正化について

平成 26 年度の料金改定から負担の公平性の確保と市民サービスの総合的な向上を図るため、「使用料等適正化のための基本方針」に基づき、審議をお願いするものです。

## 4 下水道使用料の適正化について

平成 18 年度の料金改定から負担の公平性の確保と市民サービスの総合的な向上を図るため、「使用料等適正化のための基本方針」に基づき、審議をお願いするものです。

# 令和5年度 使用料・手数料一覧表

資料5 - 2

令和5年5月12日

区分	名称	前回改定時期	経過年数	平成29年度使用料等審議会		令和元年度使用料等審議会		所管	備考
				諮問	答申内容	諮問	答申内容		
使用料	1 コミュニティセンター	H8.4.1	27		市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、使用料を見直すことが適当		市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、税抜き使用料を見直すことが適当	地域振興課	
	2 学習等供用施設・地域集会施設	H18.9.1	17		条例に規定する使用料に統一することが適当		条例に規定する使用料に統一することが適当	地域振興課	
	3 産業福祉センター	H12.7.1	23		現行使用料を据え置くことが適当		税抜き使用料を据え置くことが適当	産業振興課	
	4 富士見斎場	H18.9.1	17		現行使用料を据え置くことが適当		税抜き使用料を据え置くことが適当	生活環境課	
	5 富士見霊園	H25.7.1	10				現行使用料を据え置くことが適当	生活環境課	
	6 動物公園駐車場	H22.6.1	13		現行使用料を据え置くことが適当		1日中駐車できることなどから税込み使用料を100円単位で引き上げることが適当	土木課	
	7 駅前駐車施設(タクシープール)	H9.7.1	26		現行使用料を据え置くことが適当	×		土木課	
	8 学校施設	-	23	×		×		生涯学習総務課	令和2年7月1日付で消費税転嫁分について改定
	9 学校運動場夜間照明	H8.4.1	27		公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当		公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を引き上げることが適当	スポーツ推進課	
	10 スポーツセンター	H30.4.1	5		個人使用料(卓球室、トレーニングルーム)については、受益者負担の適正化を図る観点から見直すことが適当		管理運営コストの上昇や他市と比較して使用料が低いことから、税抜き個人使用料を引き上げることが適当	スポーツ推進課	貸切の時間区分を3区分から4区分に変更 個人使用料を改定
	11 生涯学習センターゆとろぎ	H18.4.1	17		現行使用料を据え置くことが適当		税抜き使用料を据え置くことが適当	生涯学習センター ゆとろぎ	
	12 電気自動車用急速充電器	-	-				税込み使用料として最低料金100円/6分、その後50円/3分で最大30分まで1回最大500円と設定することが適当	環境保全課	
使用料(指定管理施設)	1 動物公園	H18.4.1	17		小・中学生の使用料や75歳以上の使用料については、料金区分及び使用料の見直しを検討することが適当。なお、使用料を引き上げる場合、より魅力のある施設にする努力が必要		料金区分を見直し、税抜き使用料は引き上げることが適当	土木課	H20.4~指定管理者
	2 弓道場	H17.4.1	18		現行使用料を据え置くことが適当		税抜き使用料を据え置くことが適当	スポーツ推進課	H17.4~指定管理者
	3 スイミングセンター	H30.04	5		個人使用料(トレーニングルーム)については、受益者負担の適正化を図る観点から見直すことが適当		他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き個人使用料を引き上げることが適当	スポーツ推進課	H18.4~指定管理者
	4 公園運動場	H8.4.1	27		他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当		他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を引き上げることが適当	土木課	R5.4~指定管理者
	5 富士見公園クラブハウス	H8.4.1	27		現行使用料を据え置くことが適当。なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力を必要とする必要がある。		税抜き使用料を据え置くことが適当	土木課	R5.4~指定管理者
	6 公園夜間照明	H8.4.1	27		ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当		他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を引き上げることが適当	土木課	R5.4~指定管理者
	7 堰下レクリエーション広場	H8.4.1	27		現行使用料を据え置くことが適当		税抜き使用料を据え置くことが適当	土木課	R5.4~指定管理者



区分	名称	前回改定時期	経過年数	平成29年度使用料等審議会		令和元年度使用料等審議会		所管	備考
				諮問	答申内容	諮問	答申内容		
手数料	1 市政情報開示	H15.10.1	20		現行手数料を据え置くことが適当	×		総務課	
	2 行政区域の境界証明	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		総務課	
	3 税務関係証明	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		課税課・納税課	課税・非課税証明、法人証明、評価証明、住宅用家屋証明、納税証明
	4 税務関係閲覧	H15.7.1	20		現行手数料を据え置くことが適当	×		課税課	地籍図閲覧
	5 印鑑登録証明	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		市民課	
	6 住民基本台帳閲覧	H16.6.1	19		現行手数料を据え置くことが適当	×		市民課	
	7 住民票交付	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		市民課	
	8 戸籍附票交付	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		市民課	
	9 その他証明手数料	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		市民課	住民票記載事項証明、不在住証明、不在籍証明、身分証明
	10 畜犬登録等	H11.3	24		現行手数料を据え置くことが適当	×		環境保全課	
	11 霊園管理	H25.7.1	10		現行手数料を据え置くことが適当		税抜き手数料を据え置くことが適当	生活環境課	
	12 墓地除草手数料	H6.4.1	29	○	現行手数料を据え置くことが適当		税抜き手数料を引き上げることが適当	生活環境課	
	13 墓地許可証交付	S59.4	39		現行手数料を据え置くことが適当	×		生活環境課	
	14 塵芥処理	H14.10.1	21		現行手数料を据え置くことが適当		税抜き手数料を据え置くことが適当	生活環境課	指定収集袋、粗大ごみ（収集）、粗大ごみ（持込み）、剪定枝（持込み）
		H16.10.1	19	事業系一般廃棄物（持込み）					
	15 動物の死体処理	H14.10.1	21		現行手数料を据え置くことが適当		税抜き手数料を据え置くことが適当	生活環境課	
	16 し尿処理	H21.4.1	14		現行手数料を据え置くことが適当		税抜き手数料を据え置くことが適当	生活環境課	
	17 一般廃棄物処理業許可	H18.4.1	17		現行手数料を据え置くことが適当	×		生活環境課	
	18 都市計画証明	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		都市計画課	
	19 道路関係証明	S63.6	35		現行手数料を据え置くことが適当	×		土木課	
	20 放置自転車等撤去	H6.10	29		現行手数料を据え置くことが適当		税抜き手数料を据え置くことが適当	防災安全課	
21 下水道工事店指定事務	H14.4.1	21		現行手数料を据え置くことが適当	×		上下水道業務課		
水道料金	H26.4.1	9		現行料金を据え置くことが適当。なお、水のPRについて一層の努力をする必要がある。	×		上下水道業務課		
下水道使用料	H18.4.1	17		現行使用料を据え置くことが適当。なお、災害発生時に迅速に対応するための財源確保策について検討する必要がある。	×		上下水道業務課		

## 羽村市使用料等審議会の状況（過去の審議経過）

## 平成31年度（令和元年度）審議結果

## 01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定

これまでの基本方針を引き継いだもので、かつ、合理的であり、適当であると考え。ただし、原価計算（コスト計算）については、現在、公共施設のランニングコストのみを対象経費としているが、地方公会計の導入が進められていることを踏まえ、減価償却費等も含めたフルコストでの原価計算（コスト計算）について、調査・研究を行う必要があると考える。

## 02 消費税等の税率引き上げ分を使用料等に転嫁することについて

地方公共団体には消費税等の申告義務は課されていないが、法人である地方公共団体も事業者として納税義務が課されているため、消費税等の税率引上げ分を転嫁せず、使用料等を据え置いたままにすると、税抜きの実質的な使用料等は理論上引き下げられることとなる。また、サービスの提供にかかるコストについては、消費税引上げに伴い増加するため、消費税等の税率引上げ分を使用料等に転嫁することは適当であると考え。

## 03 コミュニティセンター使用料

市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、使用料を見直すことが適当であると考え。

## 04 学習等共用施設・地域集会施設使用料

条例に規定する使用料に統一することが適当であると考え。

## 05 動物公園駐車場使用料

動物公園駐車場は1日中駐車できることなどの観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考え。

## 06 公園運動場使用料

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考え。

## 07 公園夜間照明使用料

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考え。

## 08 学校運動場夜間照明

公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考え。

## 09 スポーツセンター使用料

管理運営コストの上昇や他市と比較して使用料が低いことから、税抜き個人使用料（卓球室、トレーニングルーム）は上げることが適当であると考え。

## 10 電気自動車用急速充電器使用料

無料開放から有料としようとするにあたり、税込み使用料として、最低料金を6分100円、その後3分につき50円で最大30分、1回最大500円とすることが適当であると考え。

## 11 動物公園使用料

現在の料金区分を見直し、税抜き使用料を引上げることが適当であるとする。

#### 12 スイミングセンター

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き個人使用料（トレーニングルーム）を引上げることが適当であるとする。

#### 13 墓地除草手数料

本来、使用者が管理するものであるため、税金で賄うべきではなく、税抜き手数料を引上げることが適当であるとする。

< 現行どおりとされた使用料等 >

#### 14 産業福祉センター使用料

#### 15 小作駅前駐車場使用料

#### 16 富士見斎場使用料

#### 17 富士見霊園使用料

#### 18 富士見公園クラブハウス使用料

#### 19 堰下レクリエーション広場使用料

#### 20 生涯学習センターゆとろぎ使用料

#### 21 自然休暇村（清里・八ヶ岳少年自然の家）使用料

#### 22 弓道場使用料

（手数料）

#### 23 霊園管理手数料

#### 24 塵芥処理手数料

#### 25 動物の死体処理手数料

#### 26 し尿処理手数料

#### 27 放置自転車等撤去手数料

### 平成29年度 審議結果

#### 01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定

これまでの基本方針を引き継いだもので、かつ、合理的であり、適当であるとする。ただし、原価計算（コスト計算）については、現在、公共施設のランニングコストのみを対象経費としているが、地方公会計の導入が進められていることを踏まえ、減価償却費等も含めたフルコストでの原価計算（コスト計算）について、調査・研究を行う必要があるとする。

#### 02 スポーツセンター使用料

個人使用料（卓球室、トレーニングルーム）については、受益者負担の適正化を図る観点から見直すことが適当であるとする。

#### 03 スイミングセンター使用料

個人使用料（トレーニングルーム）については、受益者負担の適正化を図る観点から見直すことが適当であるとする。

#### 04 コミュニティセンター使用料

市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、使用料を見直すことが適当であるとする。

#### 05 学習等供用施設・地域集会施設使用料

条例に規定する使用料に統一することが適当であるとする。

#### 06 公園運動場使用料

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であるとする。

#### 07 公園夜間照明使用料

ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考え。

08 富士見公園クラブハウス使用料

現行使用料を据え置くことが適当であると考え。なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考え。

09 学校運動場夜間照明使用料

公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考え。

10 自然休暇村清里・自然休暇村八ヶ岳少年自然の家使用料

現行使用料を据え置くことが適当であると考え。なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考え。

11 動物公園使用料

小・中学生の使用料や75歳以上の使用料については、料金区分及び使用料の見直しを検討することが適当であると考え。なお、使用料を引き上げる場合、より魅力のある施設にする努力が必要であると考え。

12 水道料金

現行料金を据え置くことが適当であると考え。なお、水のPRについて一層の努力をする必要があると考え。

13 下水道使用料

現行使用料を据え置くことが適当であると考え。なお、災害発生時に迅速に対応するための財源確保策について検討する必要がある。

<現行どおりとされた使用料等>

(使用料)

14 富士見斎場使用料

15 産業福祉センター使用料

16 小作駅前駐車場使用料

17 動物公園駐車場使用料

18 駅前駐車施設(タクシープール)使用料

19 堰下レクリエーション広場使用料

20 生涯学習センターゆとろぎ使用料

21 水上公園使用料

22 弓道場使用料

(手数料)

23 住民票交付手数料

24 印鑑登録証明手数料

25 戸籍附票手数料

26 その他証明手数料

27 住民基本台帳閲覧手数料

28 税務関係証明手数料

29 税務関係閲覧手数料

30 放置自転車等撤去手数料

31 市政情報開示手数料

32 都市計画証明手数料

33 その他証明手数料(行政区域の境界証明)

34 道路関係証明手数料

35 霊園管理手数料

36 墓地除草手数料

37 墓地許可証交付手数料

38 塵芥処理手数料

39 動物の死体処理手数料

40 し尿汲取手数料

41 一般廃棄物処理業許可手数料

42 畜犬登録等手数料

43 下水道工事店指定事務手数料

<その他>

- 44 コンビニ証明交付サービスに係る手数料については、窓口交付手数料と同額とすることが適当であるとする。(住民票等交付手数料)
- 45 スポーツセンターホール利用区分等の見直しについては、別表のとおり見直すことが適当であるとする。(別表略)

平成25年度 審議結果

- 01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定
- 02 学習等供用施設・地域集会施設使用料  
現行使用料を据え置くことが適当。ただし、稼働率を高めるためのPRに努める必要がある。
- 03 産業福祉センター使用料  
現行使用料を据え置くことが適当。なお、貸出施設の面積に応じた使用料設定について、検討する必要があると考える。
- 04 小作駅前駐車場使用料  
現行使用料を据え置くことが適当。市営駐車場であるため、近隣の民間駐車場よりも使用料を低く設定してもよいのではないかと考える。
- 05 公園運動場使用料  
現行使用料を据え置くことが適当。テニスコートの使用料については料金を上げてはどうか。
- 06 印鑑登録証明手数料、住民票交付手数料  
現行手数料を据え置くことが適当。自動交付機の利用促進を図っているが、利用率が窓口交付に比べて低い状況であることから、自動交付機の手数料設定を見直すなど、利用率が向上するよう検討する必要がある。
- 07 都市計画証明手数料  
現行手数料を据え置くことが適当。他市の状況をみると1,500円に設定している市(1市)があることから、今後とも他市町村の状況把握に努めていく必要がある。
- 08 住民基本台帳カード交付及び再交付手数料  
現行手数料を据え置くことが適当。制度が大きく変更となることから、今後の動向に注視する必要がある。
- 09 動物の死体処理手数料  
現行手数料を据え置くことが適当。コストに対する利用者負担割合を、今後、100%に近づけていくことについて検討する必要がある。
- 10 畜犬登録等手数料  
現行手数料を据え置くことが適当。西多摩保健所管内の近隣市と調整を図るなど、コストに対する利用者負担割合の改善に努める必要がある。
- 11 水道料金  
見直すことが適当 (平均改定率21.33%)
- 12 市外利用者の料金の設定

各施設の稼働率や市外利用者の利用状況を把握したうえで、施設ごとに検討する必要がある。

### 13 減免規定について

施設の設置目的を勘案し、適用範囲を改めて見直すとともに、社会教育関係団体の減免については、施設間で統一を図る必要がある。

<以下、現行どおり>

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 14 富士見斎場使用料          | 15 公園運動場使用料        |
| 16 コミュニティセンター使用料     | 17 富士見公園クラブハウス使用料  |
| 18 公園・学校運動場夜間照明使用料   | 19 堰下レクリエーション広場使用料 |
| 20 スポーツセンター使用料       | 21 生涯学習センターゆとろぎ使用料 |
| 22 霊園管理手数料           | 23 墓地除草手数料         |
| 24 墓地許可証交付手数料        | 25 粗大ごみ持込手数料       |
| 26 可燃物処理手数料          | 27 剪定枝持込手数料        |
| 28 粗大ごみ収集手数料         | 29 し尿汲取手数料         |
| 30 可燃物、不燃物収集手数料(指定袋) | 31 一般廃棄物処理業許可手数料   |
| 32 放置自転車等撤去手数料       | 33 税務関係証明手数料       |
| 34 税務関係閲覧手数料         | 35 市政情報開示手数料       |
| 36 道路関係証明手数料         | 37 戸籍附票手数料         |
| 38 市民課閲覧手数料          | 39 その他証明手数料        |
| 40 下水道工事店指定事務手数料     | 41 下水道使用料          |

### 平成24年度 審議結果

- 01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定
- 02 富士見霊園 区画墓地使用料、納骨壇使用料、更新使用料、合葬室使用料  
利用者負担の割合は概ね70%～75%前後が適当)
- 03 霊園管理手数料  
既存墓地の6.0㎡区画、4.5㎡区画は現行手数料据え置き、新設の1.0㎡区画、1.5㎡区画については、利用者負担率81.3%が適当
- 04 墓地除草手数料、墓地許可証交付手数料  
現行手数料据え置き

### 平成21年度 審議結果

- 01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定
- 02 学習等供用施設・地域集会施設使用料  
使用料の公平性を保つため、利用者負担を考慮し、時間をかけて検討することが適当
- 03 公園運動場使用料  
現行使用料を据え置くことが適当、市外利用者の料金設定について検討する必要がある。
- 04 スポーツセンター使用料  
現行使用料を据え置くことが適当、市外利用者の料金設定について検討する必要がある。

05 市政情報開示手数料

他の自治体等の動向を慎重に検討し、現行手数料を上げることが適当

06 水道料金

見直すことが適当 平均改定率18.57%

07 住民票自動交付機と窓口での手数料の設定

自動交付機と窓口で手数料に格差を設けないことが適当

08 市外利用者の料金の設定、時間単位での貸出し及び減免

市外利用者の料金設定については、施設ごとに検討する必要がある。

貸出し区分については、時間単位での貸出しを検討する必要がある。

減免については、適用される範囲について、限定的にするよう見直しをすることが適当

<以下、現行どおり>

09 富士見斎場使用料

10 産業福祉センター使用料

11 コミュニティセンター使用料

12 富士見公園クラブハウス使用料

13 公園・学校運動場夜間照明使用料

14 堰下レクリエーション広場使用料

15 スポーツセンター使用料

16 生涯学習センターゆとろぎ使用料

17 霊園管理手数料

18 墓地除草手数料

19 墓地許可証交付手数料

20 動物の死体処理手数料

21 可燃物処理手数料

22 粗大ごみ持込手数料

23 粗大ごみ収集手数料

24 剪定枝持込手数料

25 可燃物、不燃物収集手数料(指定袋)

26 し尿汲取手数料

27 一般廃棄物処理業許可手数料

28 畜犬登録等手数料

29 放置自転車等撤去手数料

30 税務関係証明手数料

31 税務関係閲覧手数料

32 都市計画証明手数料

33 道路関係証明手数料

34 住民票交付手数料

35 印鑑登録証明手数料

36 戸籍附票手数料

37 その他証明手数料

38 市民課閲覧手数料

39 下水道工事店指定事務手数料

40 下水道使用料

平成17年度 審議結果

01 生涯学習施設(仮称)西棟使用料の設定

9月議会に条例提案の必要があり、中間答申をいただき、使用料設定(案)が適当)

02 動物公園入園料

現行どおりが適当。ただし、減免規定の市外幼稚園・保育園・小中学校等の入園料の減額は、40/100相当から20/100相当とする。また、市内の70歳以上の高齢者の入園料は、免除を減額2/3相当とする。

03 下水道使用料

前回答申を実行し、平均改定率16.25%を見直すことが適当

04 住民票の写し証明手数料等

郵便申請に対する手数料格差を設けることが適当

05 一般廃棄物処理業等許可手数料

他市町の状況を勘案し、改定することが適当

< 以下、現行どおり >

06 水道料金

07 コミュニティセンター使用料

08 スポーツセンター使用料

09 スイミングセンター使用料

10 公園及び学校運動場夜間照明使用料

11 公園運動施設使用料

12 富士見公園クラブハウス使用料

13 堰下レクリエーション広場使用料

14 産業福祉センター使用料

15 動物公園入場料

16 水上公園

平成13年度 審議結果

01 水道料金

平均改定率21.98%を見直すことが適当

02 下水道使用料

平均改定率16.25%を見直すことが適当。ただし、経済情勢等に鑑み市民等への負担増を考慮し、水道料金と同時は望ましくないため、1～2年後に改定するよう配慮すべき。

03 指定下水道工事店指定事務手数料

東京都等を勘案し、新たに手数料を設けることが適当

04 廃棄物処理手数料（家庭ごみの有料化）

新たに手数料を設けることが適当

05 スポーツセンター使用料 06 スイミングセンター使用料

現行どおりが適当。ただし、市外利用者は1.5倍とする。

< 以下、現行どおり >

07 公民館使用料

08 コミュニティセンター使用料

09 自然休暇村「清里」・「八ヶ岳少年自然の家」使用料

10 公園運動施設使用料 11 富士見公園クラブハウス使用料

12 水上公園使用料

13 堰下レクリエーション広場使用料

14 福祉会館使用料

15 公園及び学校運動場夜間照明使用料

16 動物公園入場料等

17 廃棄物処理手数料

平成9年度 審議結果

01 下水道使用料

平成9年4月から消費税5%に改定されたことによる使用料への消費税相当額の転嫁及び消費税を除く部分の料金改定（平均13.34%の改定）

02 水道使用料

平成9年4月から消費税5%に改定されたことによる使用料への消費税相当額の転嫁

03 市営住宅使用料

公営住宅法改正に伴う改定



平成7年度 審議結果

<平成5年度の改定答申を見送ったもので、今回も同様に改定を答申されたもの>

01 福祉会館使用料

結婚式に係る施設の民間施設との役割等について提起

02 公民館使用料

付属器具の改定率は均衡を失することのないよう配慮することが必要

03 スポーツセンター使用料

個人利用は据え置き。また、減免の適正化案の提示があったが、同様の施設についても同様

04 公園運動施設使用料、05 公園及び学校運動場照明使用料、06 自然休暇村使用料

<上記以外>

07 コミュニティセンター使用料

会議室等は、他施設との均衡に配慮することが必要

08 富士見公園クラブハウス使用料

据え置き

09 堰下レクリエーション広場使用料

他の同類施設との整合を図り、公平利用のため管理の適正化を

10 スイミングセンター使用料

会議室以外、据え置き

11 動物公園入園料

こども料金据え置き。70歳以上の高齢者の軽減措置を検討。駐車場の利用者負担について検討を提起

12 富士見斎場利用料

公共的団体への委託方法は適切

13 海の家はむら「いざわ荘」利用料

民間類似施設を考慮し引上げ

14 夏期保養施設海の家利用料

13と同レベル負担割合が妥当

15 廃棄物処理手数料

西多摩衛生組合構成市町との関係により単独見直しは困難

16 水道使用料

平均改定率23%を上限とする見直しが必要

## 令和5年度 羽村市使用料等審議会審議日程（案）

回	開催日	会議内容	審議事項	配布資料等
1	5月12日（金）	・委嘱式 ・会長、職務代理の選任 ・諮問 ・会議の説明 ・審議	・諮問事項について ・審議の進め方について ・傍聴の定めについて ・市の財政状況等について ・使用料等適正化のための基本方針について ほか	・諮問書（写し） ・諮問事項について ・審議日程（案） ・傍聴の定め（案） ・財政状況資料等 ・基本方針（案） ほか
2	5月26日（金）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
3	6月9日（金）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
4	7月28日（金）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
5	8月2日（水）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
6	8月18日（金）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
7	9月1日（金）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
8	9月13日（水）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
9	9月27日（水）	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
10	10月4日（水）	審議	答申について	・答申案
-	月 日（ ）	答申		

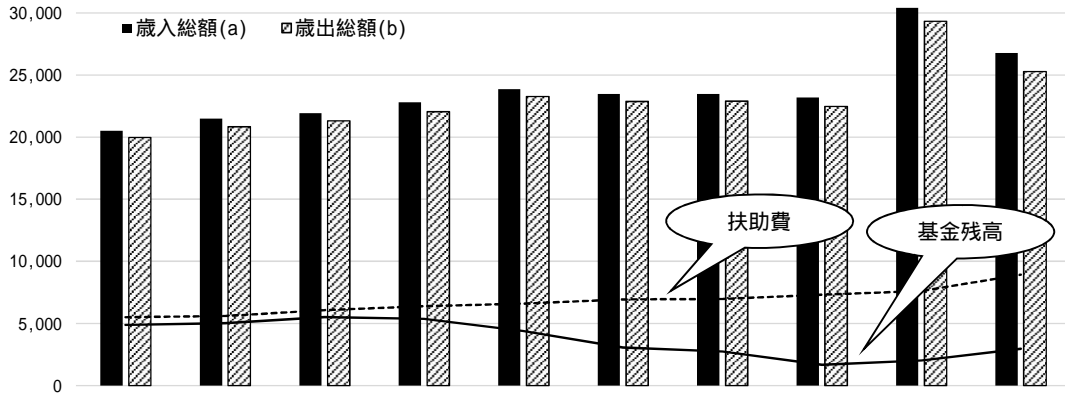
第2回から答申までの日程（案）については、使用料等審議会において決定する。

# 羽村市の財政状況

資料 7 - 1

令和5年5月12日  
企画部財政課

## 決算額の推移（普通会計）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
歳入総額 (a)	20,527	21,473	21,928	22,816	23,877	23,481	23,469	23,200	30,409	26,794
歳出総額 (b)	19,985	20,847	21,313	22,051	23,272	22,873	22,898	22,486	29,332	25,280
歳入歳出差引額 (c)a-b	542	626	615	765	605	608	571	714	1,077	1,514
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	12	34	28	84	148	7	2	13	5	26
実質収支 (e)c-d	530	592	587	681	457	601	569	701	1,072	1,488
扶助費	5,505	5,605	6,066	6,391	6,596	6,946	6,966	7,317	7,615	8,930
基金残高	4,891	5,024	5,512	5,368	4,390	3,060	2,738	1,672	2,026	2,970

○普通会計の決算額は、介護サービス事業を除く一般会計の決算額に、羽村駅西口土地区画整理事業会計の決算額を加え、この会計相互の繰入金及び繰出金の相殺などを行って算出したものです。

○歳出総額は、少子高齢化を背景として、保育園、児童手当、生活保護などの扶助費の増加などにより増えています。

○市税等収入が伸びない中で、歳出総額の増加に対応するため、財政調整基金などの基金の取り崩しでやりくりするなど、厳しい財政運営となっています。

○基金残高が大幅に減少している厳しい状況を踏まえ、市では、持続可能な財政構造とするため、行政のスリム化に向けた事務事業の点検・見直しを実施するなど、自主財源の確保や経常的経費の削減などに取り組んでいます。

## 経常収支比率及び財政力指数の推移

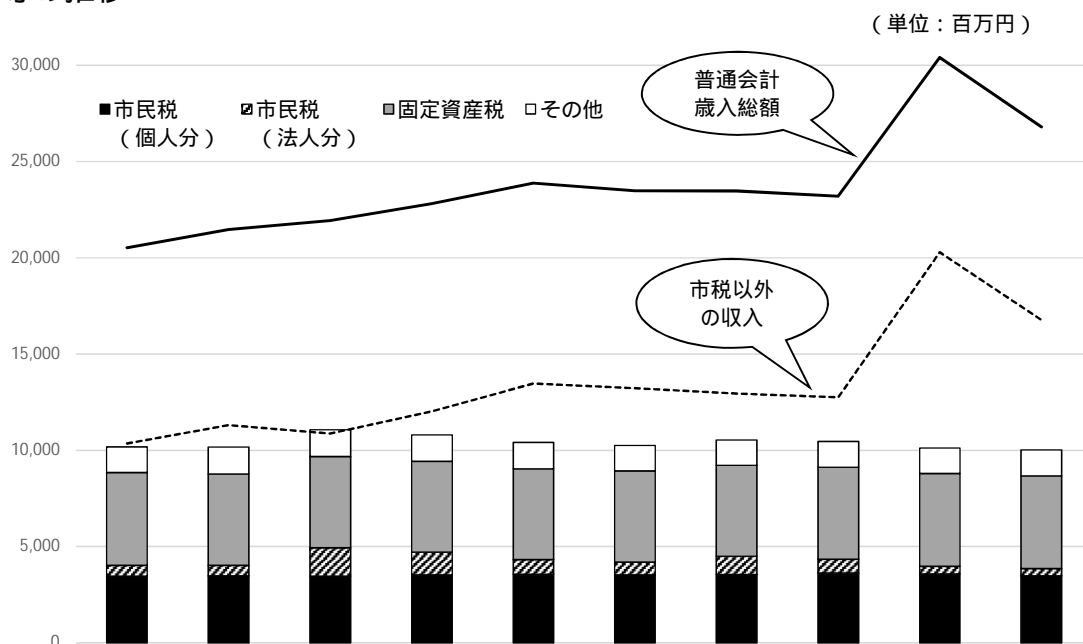
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
経常収支比率	95.7	94.9	92.3	96.7	103.5	105.8	100.7	102.6	100.2	91.4
財政力指数 (単年度)	0.944	0.953	0.971	1.031	1.024	0.996	0.977	0.984	0.979	0.925
財政力指数 (3か年平均)	0.948	0.946	0.956	0.985	1.009	1.017	0.999	0.986	0.980	0.963

○経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標です。人件費や扶助費などの経常的経費に対して、市税など経常的に収入される一般財源がどのくらい充当されるかを表しています。

○平成28年度以降の経常収支比率は100%を超え財政の硬直化が進んでいます。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の流行により多くの事業が中止となり歳出が抑制されたことにより一時的に改善しています。

○財政力指数は、この数値が高いほど財政力がある自治体とされます。単年度の財政力指数が1を下回ると国の地方交付税（普通交付税）の交付団体となります。直近では、平成29年度から国の地方交付税（普通交付税）が交付されています。なお、3か年平均の財政力指数は、他団体との比較をする場合に使用するものです。

## 市税収入等の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
市民税 (個人分)	3,465	3,471	3,461	3,522	3,560	3,528	3,544	3,623	3,578	3,477
市民税 (法人分)	559	553	1,466	1,196	762	659	957	714	391	371
固定資産税	4,815	4,748	4,751	4,709	4,720	4,736	4,714	4,782	4,822	4,823
その他	1,334	1,395	1,385	1,369	1,361	1,329	1,309	1,333	1,332	1,353
市税収入総額	10,173	10,167	11,063	10,796	10,403	10,252	10,524	10,452	10,123	10,024
市税収入が歳入総額 に占める割合	49.6%	47.3%	50.5%	47.3%	43.6%	43.7%	44.8%	45.1%	33.3%	37.4%
普通会計 歳入総額	20,527	21,473	21,928	22,816	23,877	23,481	23,469	23,200	30,409	26,794
市税以外の収入	10,354	11,306	10,865	12,020	13,474	13,229	12,945	12,748	20,286	16,770

○市税収入総額は、100億円から110億円の範囲で変動しています。税収変動の主な要因は、企業の業績などに基づいて納付される市民税（法人分）の増減によるものです。

○平成28年度以降は、年度間の財源を調整する財政調整基金などの基金取崩しなどを増やして事業などを推進しています。

○市民税（法人分）の増・減収要因

・平成31年度は、前年度と比較して2億4,278万円、25.4%の減収となりました。この減収要因は、米中貿易摩擦による景況の悪化等が市内企業の業績に影響したことなどによるものです。

・令和2年度は、前年度と比較して3億2,303万円、45.2%の減収となりました。この減少の要因は、新型コロナウイルス感染症拡大等に起因する景況の悪化等が市内企業の業績に影響したことなどによるものです。

・令和3年度は、前年度と比較して1,994万円、5.1%の減収となりました。この減少の要因は、新型コロナウイルス感染症拡大等に起因する景況の悪化が市内企業にも影響したことなどによるものです。

○市税以外の増・減収要因

・平成31年度は、127億4,800万円となり、市債5億9,040万円の借入れ、基金からの17億5,179万円の繰入れにより歳入を確保しました。

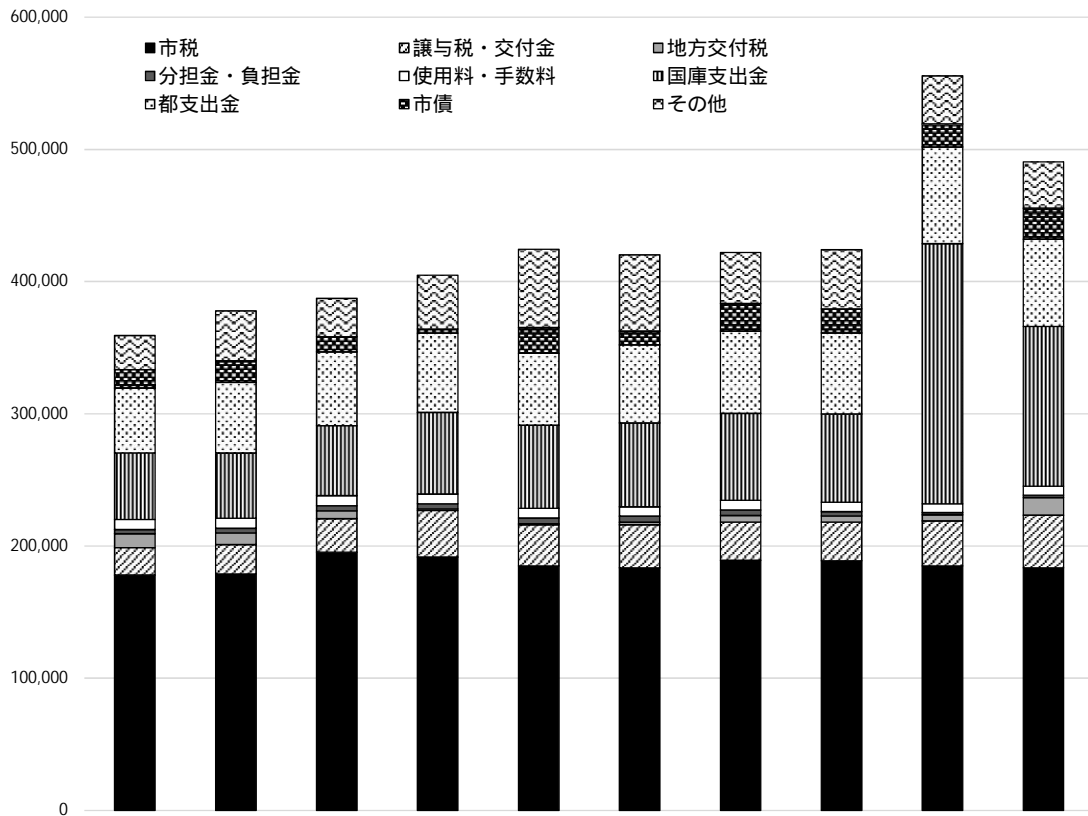
・令和2年度は、202億8,600万円となりました。この増収要因は、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など新型コロナウイルス感染症対策に伴い、国庫支出金が前年度と比較して67億9,758万円、187.7%増えたことによるものです。

・令和3年度は、167億7,000万円となりました。この減収要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症の対策費が増加したものの、特別定額給付金が皆減となったことなどにより国庫支出金が前年度と比較して38億7,269万円、37.2%減少したことによるものです。

## 市民1人あたりの歳入

○各年度の市民一人あたりの歳入は次のとおりです。

(単位：円)



	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31 / R 1	R 2	R 3
市 税	178,058	178,878	195,448	191,572	184,964	183,505	189,254	188,825	184,979	183,552
譲与税・交付金	20,588	22,152	25,206	35,325	31,115	32,490	28,960	29,294	34,115	39,750
地方交付税	10,710	8,787	5,970	1,158	916	2,038	4,842	4,588	4,527	13,426
分担金・負担金	3,236	3,607	3,965	3,962	4,249	4,471	4,203	3,157	1,681	1,789
使用料・手数料	7,533	7,656	7,538	7,450	7,353	7,167	7,348	7,249	6,596	6,728
国庫支出金	50,388	49,165	52,919	61,640	62,703	63,443	65,750	66,720	196,796	120,978
都支出金	48,920	53,533	55,820	59,857	54,461	59,081	62,315	61,412	73,131	65,767
市 債	13,932	16,327	11,572	3,159	19,433	10,413	20,816	18,195	17,444	23,668
そ の 他	25,911	37,696	28,960	40,748	59,333	57,679	38,555	44,740	36,394	35,001
合 計	359,276	377,801	387,398	404,871	424,527	420,287	422,043	424,180	555,663	490,659
各年度1月1日人口	57,237	56,837	56,604	56,355	56,244	55,870	55,607	55,354	54,725	54,609

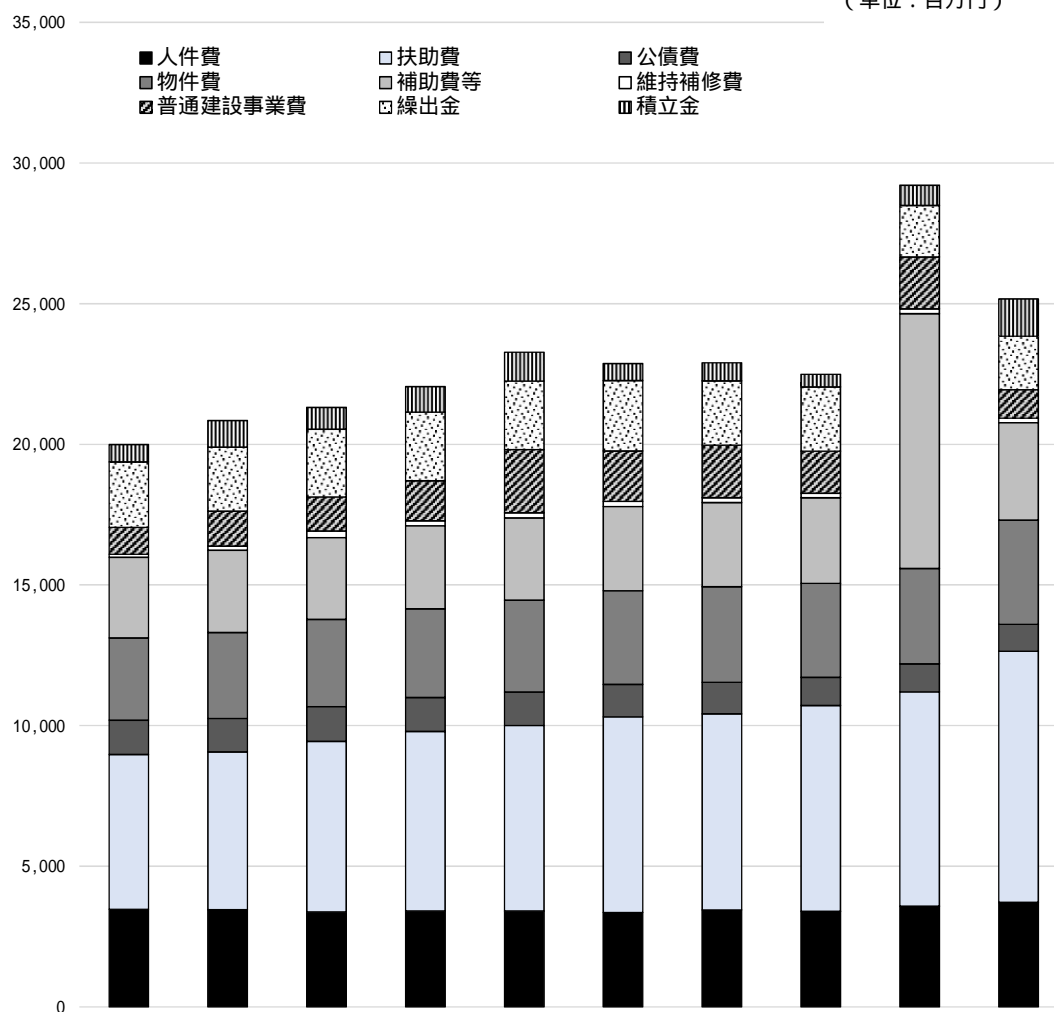
○令和2年度以降の使用料・手数料は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した入場者数の制限などの影響を受け減収しています。

○令和3年度の地方交付税が増収となった要因は、普通交付税の基準財政需要額の算定経費に臨時経済対策費と臨時財政対策償還基金費が加えられたことなどによるものです。

○令和2年度以降の国庫支出金が増収となった主な要因は、特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症への対策の実施に伴うものです。

## 歳出の推移

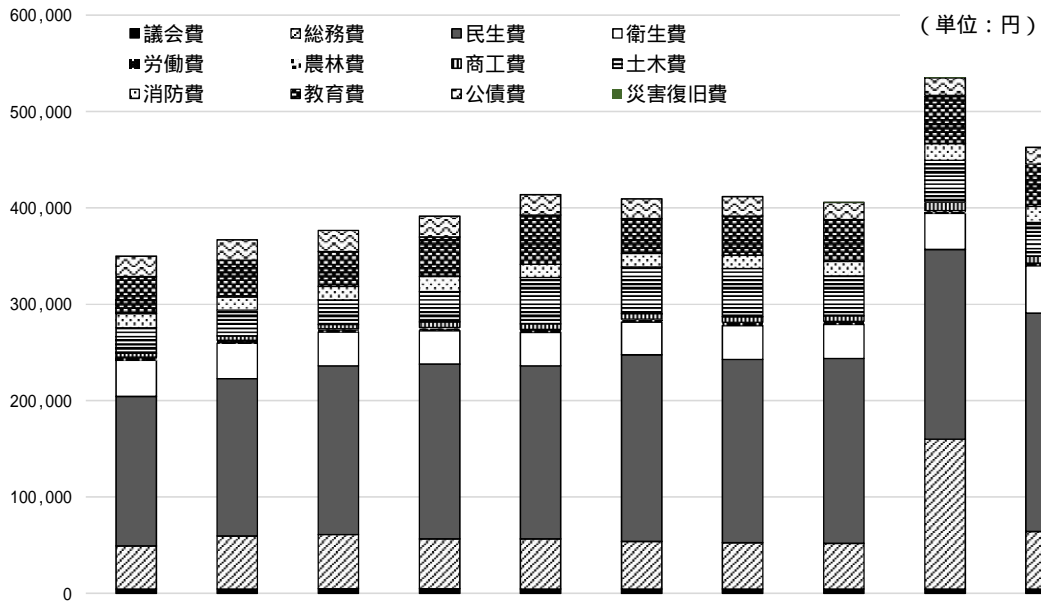
(単位：百万円)



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
人件費	3,472	3,456	3,373	3,407	3,406	3,361	3,451	3,402	3,584	3,712
扶助費	5,505	5,605	6,066	6,391	6,596	6,946	6,966	7,316	7,615	8,930
公債費	1,216	1,194	1,235	1,206	1,193	1,160	1,124	998	994	959
物件費	2,923	3,054	3,097	3,143	3,257	3,328	3,396	3,335	3,394	3,702
補助費等	2,867	2,924	2,911	2,956	2,931	2,993	2,995	3,049	9,051	3,470
維持補修費	106	151	235	178	179	178	168	161	176	150
普通建設事業費	955	1,240	1,210	1,416	2,249	1,797	1,874	1,495	1,847	1,014
繰出金	2,327	2,275	2,406	2,449	2,434	2,505	2,282	2,287	1,823	1,909
積立金	615	948	780	905	1,027	605	642	443	726	1,320
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	122	114
歳出総額	19,986	20,847	21,313	22,051	23,272	22,873	22,898	22,486	29,332	25,280

○歳出総額が増加傾向になっている主な要因は、令和2年度の特別定額給付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策に係る経費により、補助費や扶助費、物件費が一時的に増加したことや、生活保護費・障害福祉サービス費などの扶助費が増加したことによるものです。

# 市民1人あたりの歳出



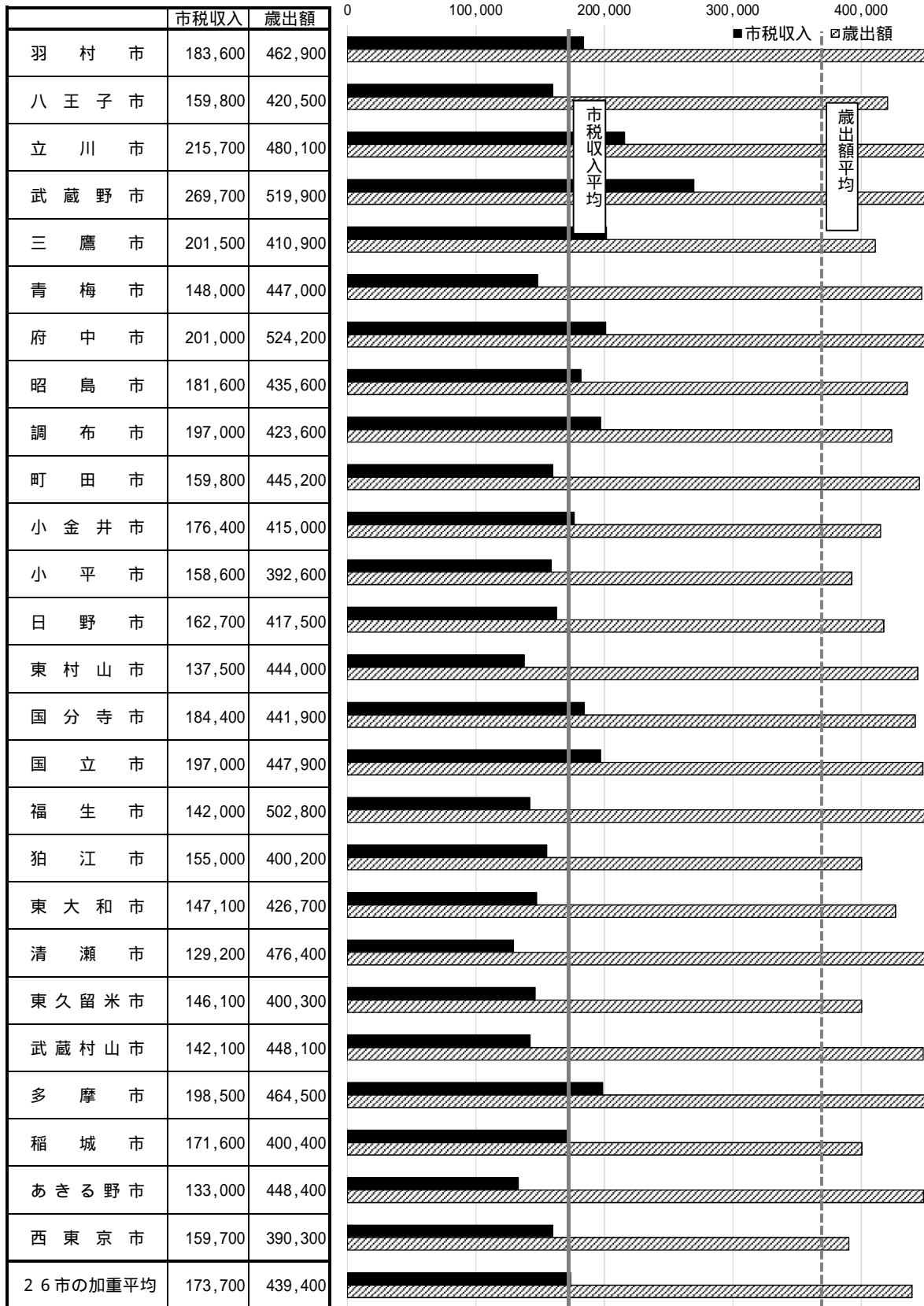
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
議会費	4,456	4,520	4,734	4,811	4,490	4,529	4,475	4,440	4,345	4,356
総務費	44,790	55,200	56,282	51,628	51,941	49,245	48,060	47,499	155,765	59,947
民生費	155,157	163,012	175,253	181,528	179,843	193,691	190,123	191,762	196,872	226,343
衛生費	37,255	36,984	34,844	34,487	34,564	34,122	35,153	35,340	37,319	49,032
労働費	2,828	2,433	2,459	2,576	2,453	2,414	2,665	2,529	2,400	2,453
農林費	543	530	827	923	559	657	774	638	533	558
商工費	4,236	4,492	4,797	5,905	5,644	5,903	5,882	5,881	8,643	7,064
土木費	26,392	26,685	25,120	31,128	48,362	47,998	49,908	41,104	43,409	34,947
消防費	14,936	13,585	14,223	15,927	13,444	14,261	13,932	15,383	17,605	16,937
教育費	37,930	38,330	36,175	40,976	51,266	35,806	40,606	43,173	49,772	43,719
公債費	21,278	21,014	21,813	21,396	21,209	20,773	20,203	18,030	18,158	17,565
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	450	1,173	0
合計	349,801	366,785	376,527	391,285	413,775	409,399	411,781	406,229	535,994	462,921
各年度1月1日人口	57,237	56,837	56,604	56,355	56,244	55,870	55,607	55,354	54,725	54,609

○各経費は次の目的に使われます

議会費	羽村市議会の運営
総務費	庁舎の管理や徴税、戸籍、広報、選挙などの行政運営
民生費	高齢者、児童、障害者などの福祉事業など
衛生費	市民の健康を守ることやごみ処理など
労働費	勤労者の福祉、働く場の提供など
農林費	農業、畜産業の進行
商工費	商工業、観光の振興、消費者行政
土木費	道路、公園、市街地などの整備
消防費	火災、地震などの災害対策
教育費	学校教育、文化・スポーツの振興
公債費	借り入れた市債の返済
諸支出金	その他の支出

# 市民一人当たりの市税収入及び歳出額（令和3年度普通会計決算）

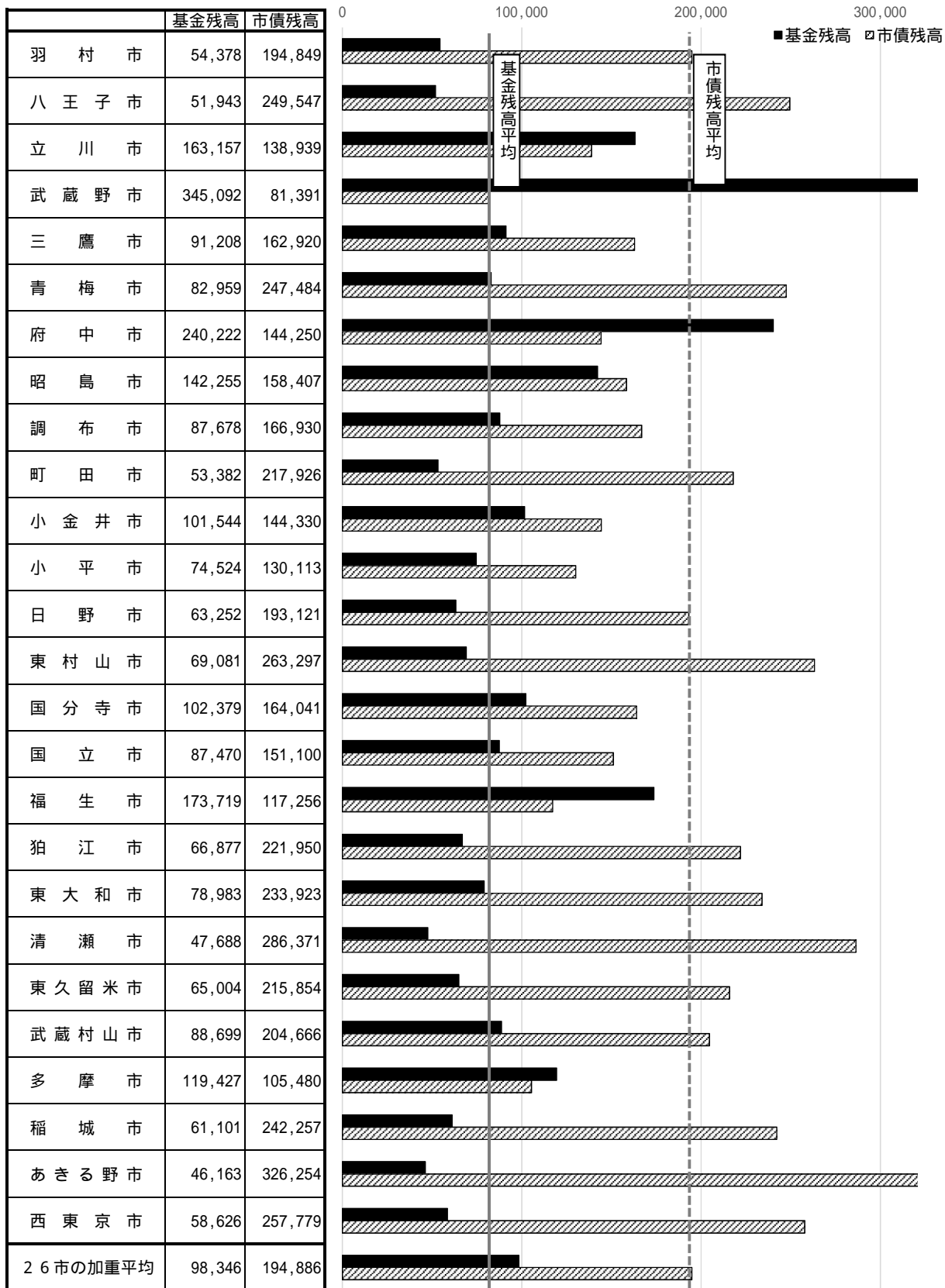
（単位：円）





市民一人当たりの基金残高及び市債残額（令和3年度普通会計決算）

（単位：円）



## 羽村市における行財政改革の取り組み

市では、自主・自立の自治体経営の確立と安定した財政基盤の確立を目指すため、次のように継続的な行財政改革に取り組んでいます。

平成29年度以降は、平成28年12月に策定した「第六次行財政改革基本計画（平成29年度～33年度）」に基づき、行財政改革を加速させ、一層の自主財源の確保や経常的経費の削減などに取り組んでいます。

### これまでの行政改革の効果額

（単位：千円）

年 度	効 果 額	備 考
平成 6～7	493,173	「行財政緊急対策」に基づく取り組み
8～9	311,222	「第二次行政改革大綱」に基づく取り組み
10～13	738,180	
14～16	387,909	
17	173,645	「行財政改革推進プラン」に基づく取り組み
18	127,178	
19	79,040	
20	69,385	
21	55,534	「第一次・第二次緊急経済財政対策」に基づく取り組み
22	670,958	
23	242,481	
24	117,173	「行財政改革基本計画（H24～H28）」に基づく取り組み
25	70,536	
26	73,057	
27	49,150	
28	55,307	
29	92,941	「第六次行財政改革基本計画（H29～H33）」に基づく取り組み
30	108,415	
31/令和 1	141,867	
2	212,833	
3	125,415	
合計	4,395,399	

## 使用料等適正化のための基本方針（案）

### 1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

### 2 使用料の算定について

#### (1) 原価（対象経費）

使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを対象経費とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料算定の対象経費には算入しないこととしてきた。

しかし、適正な受益者負担を検討するにあたり資本形成に係る経費（イニシャルコスト）を含めたコスト計算が必要と捉え、今回からこれまでのランニングコストに減価償却費を加えたコスト計算を行うこととする。

そこで、使用料の算定に係る対象経費は以下のとおりとする。

#### \* 使用料算定の対象経費一覧

項目	説明
人件費	職員の給与など、人にかかる経費
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など、施設の維持管理・運営にかかる経費
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など、施設の維持・修繕にかかる経費
補助費等	保険料、負担金など、施設の維持管理・運営にかかる経費
減価償却費	減価償却費（固定資産台帳）

\* 職員人件費は、給料、職員手当（退職手当負担金、児童手当を除く）を合算した一般会計にかかる一般職員（管理職を除く）の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

#### (2) 原価計算（コスト計算）

施設使用料の原価計算（コスト計算）については、上記の対象経費を合算し、1日あたりのコストを算定し、施設の区分毎に面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人あたりコストにより算定することとする。

1日あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用可能日数

1人あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用人数

(3) 使用料の計算

使用料は各施設の区分により計算するが、基本は1㎡・1時間・1人当たりの単価(コスト)を算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合の稼働率は、原則100%とする。

3 施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費(税)で負担する割合と受益者が負担する割合の目安を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場(公共)的サービスか、民間(企業)が提供できる市場的サービスかという視点。

もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎(必需)的なものか、選択的なものかというものである。

これらを整理すると右図のようになる。

		非市場(公共)的		
	公費負担	50%	公費負担	100%
	受益者負担	50%	受益者負担	0%
選択的	公費負担	0%	公費負担	50%
	受益者負担	100%	受益者負担	50%
		市場的		基礎(必需)的

- 基礎(必需)的サービス = ほとんどの市民が必要とするサービス
- 選択的サービス = 特定の市民に必要とされるサービス
- 非市場(公共)的サービス = 主として行政が提供するサービス
- 市場的サービス = 民間でも提供されるサービス

区 分	例
基礎的、非市場的	道路、公園、図書館など
選択的、非市場的	体育館、運動場、集会施設、公民館など
選択的、市場的	テニスコート、プール、駐車場、保養施設など
基礎的、市場的	病院、住宅など

#### 4 減額・免除について

受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲はできるだけ限定することが望ましく、また、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

#### 5 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担割合は、原則 100%とすることが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

#### 6 使用料等の見直しの視点について

使用料・手数料の見直しにあたっては、次の視点を考慮する。

- (1) 受益者負担割合
- (2) 各施設の維持管理・運営経費に対する使用料収入の割合
- (3) 各種証明書等の発行経費等に対する手数料収入の割合
- (4) 近隣自治体等の類似施設使用料、同種手数料との均衡

#### 7 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

よって、定期的に使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

#### 8 改定における上限率の設定について（激変緩和措置について）

使用料の改定にあたっては、市民（利用者）への影響に配慮し、現行使用料等の1.5倍から2倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

#### 9 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率（稼働率）の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。